

会 議 録

名 称	平成26年度第2回市川市高齢者福祉専門分科会	
議題及び議題毎の公開・非公開の別 ※非公開の場合は公文書公開条例第8条の項号を記載する	1 市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の骨子案について（公開） 2 その他（公開）	
開催日時場所	平成26年7月16日（水）午後3時40分～午後4時30分 市役所3階 第5の1委員会室	
出席者	委員	藤野委員、伊藤委員、高田委員、戸村委員、知久委員、松丸委員、横谷委員 (欠席者 塚越委員)
	事務局 (所管課)	福祉部高齢者支援課
	関係課等	高齢者支援課、地域福祉支援課、介護保険課
傍聴区分	○可（0人）・不可	
会議の概要	※詳細別紙	
配付資料	≪配付資料≫ ・会議次第 ・分科会資料1 市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 （平成27年～平成29年度）骨子案 【参考資料】 ・地域包括ケアシステムの構築について ・介護保険制度の改正案の主な内容について	
特記事項		

様式第6号別紙

平成26年度第2回市川市高齢者福祉専門分科会会議録（詳細）

- 1 開催日時：平成26年7月16日（水）午後3時40分～午後4時30分
- 2 場 所：市役所3階 第5の1委員会室
- 3 出席者：藤野委員、伊藤委員、高田委員、戸村委員、知久委員、松丸委員、横谷委員
（欠席者 塚越委員）
市川市 鹿倉信一（高齢者支援課長）、野口栄一（地域福祉支援課長）、
吉見茂樹（介護保険課長）、他担当課職員
- 4 議 事：（1）市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の骨子案について
（2）その他

《 配付資料 》

- ・ 会議次第
 - ・ 分科会資料1 市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成27年～平成29年度）骨子案
- 【参考資料】**
- ・ 地域包括ケアシステムの構築について
 - ・ 介護保険制度の改正案の主な内容について

【午後 3 時 4 0 分開会】

(事務局より配布資料の確認)

1 市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の骨子案について

藤野会長 : ただいまから、平成 26 年度、第 2 回市川市高齢者福祉専門分科会を開催いたします。

本日の議案の、第 1 議案は、市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 平成 27 年から、平成 29 年度の骨子案についてということになりますので、事務局からご説明をよろしく願いいたします。

高齢者支援課長 : 本日は社会福祉審議会に引き続き、高齢者福祉専門分科会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは会議次第 1 市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 平成 27 年から 29 年度の骨子案についてご説明をさせていただきます。5 月 14 日に行われました、第 1 回審議会におきまして、次期、市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について、市長より諮問を行わせていただいたところでございます。その予定表に基づきまして、本日の分科会で、市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画平成 27 年から 29 年の骨子案の内容についてご報告をさせていただきます。詳細につきましては、担当よりご説明を申し上げます。

(事務局から、分科会資料 1「市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(平成 27 年～平成 29 年度)骨子案」に基づき説明)

藤野会長 : ただいまの説明について、何かご質問、ご意見等ございましたらよろしく願いいたします。いかがでしょうか。

戸村委員 : 第 5 期の計画と第 6 期の計画について、項目を見ますと、新しくやるものが見当たらないですが、引き続き前期の計画をそのまま引き継いで、その中の内容について、これから検討して、変更していくのか、または P D C A のサイクルで見えていくのか、どのような方向で何か特徴づけていくのでしょうか。

27 年から 29 年まで、特に新しくやるような施策はありますか。

地域福祉支援課長 : 5 期計画の方では施策体系として 6 つに分けていますが、今回、大きな施策として、先ほど説明した 5 つを検討し 4 つにまとめ、その中に新しい事業として入れていきます。

例えば 7 ページの、生活支援サービスの充実については具体的に、今後、議論をいただきながら決めていくことになるかと思えます。

地域の中で、高齢者をどう支えていくのかという視点で考えていく必要があります、これまでの介護保険では、なかったところだと思います。予防の考え方としまして、事業に参加する人だけでなく、事業を作っていく人、支えていく側も予防につながるということで、今後、両面から施策を具体的に展開していく必要があります。

大きく何かが目新しく変わるというよりも、考え方や内容が変わっていくものと

思います。また、認知症の部分についても、今までは一般施策の中で行われ、法的位置づけがなかったところが、今度は法律で定められ地域支援事業の中に入ります。そうしますと財源の裏づけができますので、具体的な事業をより進めていくことができます。また、包括支援センターは、地域包括ケアの基盤になります。地域ケアシステムの圏域ごとに、少なくとも1つ包括支援センターの設置を考えています。在宅介護支援センターとの兼ね合いもありますが、充実させていく考えでおります。

サービスにつながらない方の、発見や掘り起こしのようなものを、専門的な包括支援センターと、地域ケアシステムの方々と一緒に、より拡充していくことやサービスを検討していくこと等を計画の中に位置づけていこうと考えています。

藤野会長 : 計画の詳細で、今回の改正によって、ちょっと強化されているとか、新規に立ち上げたとかというようなことが、見えるようにされると思うので、その状態で、明確にさせていただけるとわかれると思います。

地域福祉支援課長 : 基本目標で言いますと、10ページに在宅医療支援事業があります。これは市川市はモデルとして先にやらせていただきましたけど、市町村の新しい事業です。認知症対策の推進では、認知症ケアパスの普及です。ケアパスというのは、認知症の度合いに応じて必要なサービスにアクセスできるための、1つの指標となるものです。

加えて、認知症初期集中支援チームの設置です。認知症の初期の段階で、サービスですとか、医療につながらない方が多くいることから、本人と家族を集中的に支援し適正なサービスにつなげていくためのものです。また、地域支援推進員の配置も新しいものになります。

機能強化という面では、地域包括支援センターの機能強化と相談窓口の充実です。また地域ケア会議の充実ということで、これは地域の中で、どういうニーズがあるのかというのを、我々だけではなくて、地域の方も含めて発見して、解決していくという取り組みです。

また、基本目標2の11ページになりますが、地域支援事業による一般介護予防の推進ということで、介護予防事業の対象者把握事業が、今までは65歳以上の方の中から、介護認定を受けられている方や、入院されている方を除いて基本チェックリストの送付により行っていましたが、今後は全員に対する把握をするということではなく、方法は市町村に任せられることになります。先ほどの調査結果で、介護予防の認知度は半分でしたが、実際は、全ての方に送って、70%以上返ってきています。ご案内や介護予防事業のことについては皆さん、年に1回は見ているはずで、それが、実際の調査をしてみると、認知度が半分程度というので、やり方も考えなければと思います。

13ページの生活支援サービスの充実では、生活支援サービスの基盤整備ということで、地域支え合い推進員、いわゆるコーディネーターの配置や、協議体の設置及び運営を行い、地域の生活支援サービスをどう進めていくかというところの基盤整備を、検討していきます。

介護予防、生活支援サービスの事業で、訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス、介護予防支援事業ができますが、これは、いわゆる介護予防の要支援1、2の方のサービスが、こちらの事業に移行するというので、この部分が大きく変わるころかと思っています。

これらのことが計画の中に入っていますが、もう少し、新しいものを分かりやすくお示しできれば良かったかなと思っております。今までのものを引き継ぎながら、新しい部分で変えていくというような位置づけです。

藤野会長 : 今の話では、要支援1、2に対するサービスは、もう地域支援事業のほうに、市川市では、移すということですか。

地域福祉支援課長 : これは27年4月から猶予期間がございます。国からのガイドラインが出るのが今月末で、基盤整備のことを考えますと、27年4月に移すのは難しいと考えています。

藤野会長 : そうですか。では、段階的にということですか。2年ぐらいの猶予期間をおいてということですね。

地域福祉支援課長 : そうです。期限が決まっていますので、猶予期間中に検討をして進めていきます。

藤野会長 : わかりました。あと、いかがでしょうか。

横谷委員 : 二次予防について、先ほども通知しているということですが、大きな盲点があるのではと思っています。

何かというと、要するに、介護保険とは、総論的には多分知っていると思うのですが、「あなた知っていますか」と突きつけられると、自分のものとして感じられないから、「知らない」と言うのだと思います。知っている、知らないで言うと、多分もっと知っている人は多いのだろうと思います。

しかし、それ以上に踏み込んだことを知ろうとしない、必要性を感じていない対象者が非常に多いと思います。要するに、自分の現状というのは、今が続いていると、明日も同じ現実もあると思っており、明日死ぬかもしれないという予測性というのは、やっぱり人間というのは本来ない。そういうところが原因になっているのではと思います。この必要性を、どう認識してもらおうのかというような視点を持ったPRが必要だと思います。例えば入りやすいのは、やっぱり映像だと思います。そういう意味では、例えば市で持っている、さまざまなFM、あるいはテレビ、いわゆる地域放送局のようなところでの番組を利用して、しぶとく、流し続ける。または番組の構成なんかも、どういうふう役に立っているのかというようなことを具体的に特集するような、そういう形態のほうが僕は必要なんじゃないかと、1つ思います。

それからもう1つは、必要者＝利用者となっていないということだと思います。必要なのに利用者になっていない。等式で結べないと思います。理屈では、等式で結ぶことはできますが、現実というのは非常に複雑なので、必ずしもこれがイコールにならない。なぜかということ、拒絶する人がいると思います。

要するに、長年その地域の中で暮らして自分でやってきたという自信、これが1つの生きがいや、その人の活力というところの支えにも、自信にもつながっている部分なので、一概に否定することはできないですが、私の知っている身近なところでも、もう利用すべきだと、誰が見てもそう思う人なのに要らないと言う人がいます。本当はデイサービスに行っただけければ、介護者の人も、本当に助かるのに、介護者のほうは、頼んでいるのに、「冗談じゃない」「年寄り扱いするんじゃない」、そんなことを言う人が結構います。このようなことも1つの問題になっているのではないかなと思います。

施設介護も、在宅介護も、やっぱり全体として移らざるを得ないという物理的な状況がありますから、そういう中でPRするというのは、何かこうやっていますよというの、実は、私どもの事業PRも、シルバー人材センターで働けますなんて、いろんなことを出してやっていますが、それだけでは、なかなか食いついてもらえない。このぐらいの所得が得られますよというので、それじゃ行こうかなって、このくらい懐に入りますよっていう、もっと実利から誘導というのを考えていかなければならないと思います。

あと、これは質問ですが、8ページのところの、日常生活圏域の設定って、これ新しいことですか。今のケアシステムの14でしたでしょうか。これを4つにということですが、具体的には、どのようにするのですか。

地域福祉支援課長： 基本的には、地域ケアシステムは、1つの基礎圏域というような考え方で、14あるものを統合してから、東西南北の4つの日常生活圏域とします。それから11というのは、現在の日常生活圏域の中で、14の地域ケアシステムの圏域と違ってきます。

現在、在宅介護支援センターは以前の11の日常生活圏域ごとに1ヵ所設置していますので、地域ケアシステムの中には、在宅介護支援センターが2つも3つも入っているようなところがあります。今後、より地域に密着して活動していただくには、やはり地域ケアシステムの区域と日常生活圏域の区域を基本的に同じにして、1対1の関係で、この地区は、その人たちで地域をつくっていくということで。あと、地区社会福祉協議会の圏域も、地域ケアシステムの圏域と同じなので、そのような形で行いたいと思います。ただ、施設整備をしていくとなると、14に1つずつというわけにはいきません。また、市川市の場合ですと、先ほどの地域ケア会議などのときに、例えば主治医の先生に来ていただく場合に、ここの医療機関は、ここの区域だけというのではなく、広い範囲から出席していただいています。言葉は悪いですが、必要であれば、その先生が、あっち行ったり、こっち行ったりしなければいけない場合がございますので、大きな圏域で、そのような部分は捉えさせていただいて、基本的な活動は、地域ケアシステムの圏域的なところで、具体的に活動をしていくことを考えています。

横谷委員： そうすると、14から、このうち、そこを4つのくりにまとめてみましたということでは、単純にはないということですか。改めて再編するということですか。

地域福祉支援課長： 新しくつくるということではなくて、基礎的な14を4つに分けた形に再編します。

横谷委員： なるほど、わかりました。もともと11ですね。

事務局： もともとの11が、地域ケアシステムの圏域とずれていたもので、地域ケアシステムの圏域をもとに、そこは切らないようにして4つにしました。

横谷委員： ということは、11のほうは再編するということですね。

事務局： 施設整備では、圏域ごとに整備をしていくため、圏域ごとに募集をかける必要があります。補助金の関係で、どの圏域に何をつくりますと、県に申請しますので、圏域が狭いと、例えば八幡に1つ募集をかけるというような形をとらざるを得なくなってしまう。

そういった観点から、大きく捉えたほうがいいのかということですか。

- 横谷委員 : わかりました。では、その4つというのは、少し具体的に見えているということで、理解していいですね。それを、ここに載せるということですね。
- 事務局 : そういことです。
- 藤野会長 : いかがでしょうか、あと何かありますか。
- 松丸委員 : 基本目標というのは基本的に、国が示しているものですか。国が5つ示したものを4つにしたという理解でいいですか。どうして、この基本目標を、こういう目標にしたかということ、説明してほしいのですが。
- 事務局 : 地域包括ケアシステムを構築するにあたって、国が5つのカテゴリで計画を立ててくださいということがありまして、本来は、医療と介護は別にと国は言っていますが、市川市の事業を考えていくと、医療と介護というのは、すごく密接に繋がりが深いため、医療、介護を一緒にして、4つにしています。
- 5つのものを、医療、介護をくっつけて、4つにしたという形ですので、国が言っているものと同じものになっています。
- 医療、介護、住まい、予防、生活支援、これが5つの柱になります。
- 松丸委員 : この言葉は、市川市で考えたということですね。これらの言葉が、いい言葉かどうかというのを、議論すべきことですね。
- 藤野会長 : いかがでしょうか。国が決めている、方向性を示している地域包括ケアシステムを、多少オリジナル的に、少し修正したということによろしいですか。
- 高田委員 : お話のあった、国のガイドライン、7月末に示されるということで、骨子の中の、一番大きな骨となるのは、この4つということで、そこに副題がついているのは、多分、今の計画を結びつけたのかなという印象を持っているのですが、前回確か、認知症ケアも大きな柱であったと思うのですが、国のガイドラインに沿って、再構成されたという理解で考えていいのかなと思っています。
- 今後の制度改正と計画策定の連動性といいますか、中身というのは、ちょっとなかなか難しいかなという気がして、一定の時点で、一定の結論を出すということになるかなと思います。ただ、キーワードとなるのは、資料にもある地域の特性ではないかと思っています。
- 横谷委員のお話にもあったように、市川にとっての圏域はどんなのかなという、それはどこでも同じ圏域じゃなくて、やっぱり市川市特有の、有り様というのは当然あるわけで、そこに根拠があるのかなと思いますし、今までなかなか、在支や包括の周知について、これは私が記憶する限りは、大体ずっと50%で推移していると思うのですが、一生懸命やっています。一生懸命、民協とかやっているのだけれど、何で伸びないのかなというのは、どこか発想を変えないといけないのかなと、映像化というお話もございましたし。
- また、介護予防は必要性がないから知らないじゃなくて、介護予防を知ることが必要なと考えたら、何か認知症系のサポーター養成講座のような、地域住民が主体となって、サポーター的な役割、社会貢献や、社会参加を増やして、強化する必要性があるのかなというところで、今後の分科会のところでは、地域の特性を皆さんと議論し合っていく中で、いいものをつくり上げていきたいなというのを思いました。
- 藤野会長 : ありがとうございます。そうですね。市川の地域的な特性を生かした計画にする

ということですね。

ほか、よろしいですか。今回は骨子だけということですので、今後、具体的な国のガイドラインが示された中で、詳細な計画に入っていくのかなと思います。当然、もう既に調査をした、市民意向調査などをもとに分析をして、地域の特性を生かした、市川の特性を生かした計画にということになってくるのかなと思いますので、国の地域包括ケアシステムを、少し市川バージョンにした形で、全体の枠組みをつくってよろしいですかということで、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

ということで、ほかはないようでしたら、次第の2、その他のご説明をよろしくお願いします。

2 その他

事務局 : 本日は、貴重なご意見ありがとうございました。骨子案の内容につきましては、また、今日ご審議いただきました内容の検討からまいりまして、もうちょっと肉づけしたような形で、検討させていただきたいと思います。次回の第3回目の、高齢者福祉専門分科会でございますけども、9月24日水曜日で、開催をしたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。時間は、午後1時半前後くらいと考えております。

また、詳細につきましては、改めてお知らせさせていただきたいと思います。とりあえず日にちだけ、9月24日でお願いしたいと思います。

藤野会長 : 1時半ですか。

事務局 : はい。1時半ぐらいで。

9月24日にご審議いただきまして、その後、10月の審議会に、修正した案を、お示しさせていただけたらと思います。皆様、大変お忙しいとは思いますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

藤野会長 : ただいまの計画について、何かご意見、ご質問等はございますか。

1つだけよろしいですか。9月24日にどこまで審議するのかと、その後の流れを、簡単に教えてください。

事務局 : 今、事業項目だけという形で出していますけど、具体的な内容を次回はお示しさせていただくような形で、40、50ページぐらいのボリュームにもっていくようなイメージで考えています。

その後、10月の下旬に、また懇談会とかございますので、その辺でお示しできるような資料としての骨子という形で、つくり上げていきます。その後、社会福祉審議会にかけていき、最終的には約200ページぐらいで、アンケートの意見等、様々なものを取り入れて、完成させていきたいと思っています。

藤野会長 : ありがとうございます。よろしいでしょうか。

ほかはないようでしたら、以上をもちまして、平成26年、第2回市川市高齢者福祉専門分科会を終了させていただきます。

お疲れさまでした。

事務局 : ありがとうございました。